

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を公告します。

平成16年11月15日

京都市職員共済組合
理事長 松井 珍男子

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程
京都市職員共済組合貸付規程の一部を次のように改正する。
第9条を次のように改める。

(抵当権の設定)

第9条 組合員が、第2条の規定による貸付金（貸付額が300万円以上の
場合に限る。）の貸付けを受けたときは、当該貸付金の対象となった不動
産に組合を権利者とする抵当権を設定しなければならない。

2 貸付金の対象となった不動産が次の各号に該当するときは、前項に規
定する不動産に加えて、当該各号に掲げる不動産についても組合を権利
者とする抵当権を設定しなければならない。

(1) 貸付金の対象が建物のとき

当該建物の敷地（自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有す
る土地に限る。）

(2) 貸付金の対象が住宅の敷地のとき

当該敷地上の建物又は将来建築される建物

3 前2項の規定による手続に要する費用は、貸付けを受けた者の負担と
する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、正当な理由があると理事長が
認めたときは抵当権の設定を免除することができる。

第11条の次に次の1条を加える。

(抵当権の解除)

第11条の2 貸付金の償還が完了したときは、抵当権を解除する。

2 前項の規定による手続に要する費用は、貸付けを受けていた者の負担
とする。

附 則

この規程は、平成17年1月7日から施行し、同日以後の申込みに係る
貸付金から適用し、同日前の申込みに係る貸付金については、なお、従前
の例による。

(総務局人事部厚生課)